

9.5.1
適用範囲

5節 塗膜防水

この節は、現場打ち鉄筋コンクリート下地に、屋根用塗膜防水材（ウレタン系、ゴムアスファルト系）を用いて施工する塗膜防水に適用する。

9.5.2
材 料

(a) 主材料

塗膜を形成する材料は、JIS A 6021（建築用塗膜防水材）の屋根用により、種類はウレタンゴム系1類、ウレタンゴム系2類及びゴムアスファルト系とし、使用部位による区分は、平場は一般用又は共用、立上り部は立上り用又は共用とする。

(b) 保護緩衝材

地下外壁防水の保護に使用する保護緩衝材の材質は補強クロス付きポリエチレン発泡材とし、厚さ5mm以上のものとする。

(c) 保護シート

屋内防水の保護に使用する保護シートは、9.2.2(i)によるポリエチレンフィルム又はフラットヤーンクロスとする。

(d) その他の材料

プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、この節でいうシーリング材、仕上塗料等は、主材料製造所の指定する製品とする。

9.5.3
防水層の
種別及び工程

(a) ウレタン系塗膜防水

- (1) 防水層の工程による種別は、特記による。特記がなければ、表9.5.1とし、その適用は特記による。

表9.5.1 ウレタン系塗膜防水の種別及び工程

種別	X - 1		X - 2	
	材料・工法	使用量 (kg/m ²)	材料・工法	使用量 (kg/m ²)
1	接着剤塗り 通気緩衝シート張り	0.3	プライマー塗り	0.2
2	ウレタン防水材塗り	1.5 ^{(注)1}	ウレタン防水材塗り 補強布張り	0.3 ^{(注)1}
3	ウレタン防水材(1類)塗り	1.5 ^{(注)1}	ウレタン防水材塗り	1.5 ^{(注)1} (0.9 ^{(注)1})(注)2
4	仕上塗料塗り	0.2	ウレタン防水材(1類)塗り	1.2 ^{(注)1} (0.8 ^{(注)1})(注)2
5	—	—	仕上塗料塗り	0.2

- (注)1. 表中のウレタン防水材塗りの使用量は、硬化物比重が1.0である材料の場合を示しており、硬化物比重がこれ以外の場合にあっては、所要塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
2. 立上り部はすべて、種別X-2とし、工程3及び工程4を()内とする。
3. ウレタン防水材塗りについては、工程数を増やすことができる。

- (2) 種別 X-1 において、脱気装置の種類及び設置数量は、特記による。
- (b) ゴムアスファルト系塗膜防水
- (1) 防水層の工程による種別は、特記による。特記がなければ、表9.5.2とし、その適用は特記による。

表 9.5.2 ゴムアスファルト系塗膜防水の種別及び工程

種別	Y-1		Y-2	
	材料・工法	使用量 (kg/m ²)	材料・工法	使用量 (kg/m ²)
1	プライマー吹付け又は塗り	0.2	プライマー塗り	0.2
2	ゴムアスファルト防水材 吹付け又は塗り	0.7 ^{(注)1}	ゴムアスファルト防水材塗り 補強布張り	4.5 ^{(注)1}
3	ゴムアスファルト防水材 吹付け又は塗り		ゴムアスファルト防水材塗り	
4	ゴムアスファルト防水材 吹付け又は塗り		ゴムアスファルト防水材塗り	
5	保護緩衝材	-	保護シート	-
6	—	-	保護コンクリート又は 保護モルタル	-

- (注)1. 1. 表中のゴムアスファルト防水材塗りの使用量は、固形分60% (質量)である材料の場合を示しており、固形分がこれ以外の場合にあっては、所要塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
2. 工程数及び各工程の使用量は、主材料製造所の仕様による。

- (2) 種別 Y-2 における保護層 (工程 5 及び工程 6) の適用は、特記による。

9.5.4 施

工

- (a) 下地
- (1) 防水層の下地は、9.2.4 (a) による。ただし、入隅は直角に、出隅は丸面又は45度に仕上げる。
- (2) ルーフドレン、和風便器、配管等と防水下地材との取合いは、シーリング材で処置する。
- (b) プライマー塗りは、9.4.4 (b) による。
- (c) 下地の補強
- (1) コンクリートの打継ぎ箇所及び著しいひび割れ箇所は、U字形にはつり、シーリング材を充填したうえ、幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りをを行う。
- (2) 出隅及び入隅は、幅200mm以上の補強布を用いて補強塗りをを行う。
なお、種別 Y-1 の補強塗りは、補強布を省略することができる。
- (3) ルーフドレン、配管等の取合いは、幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りをを行う。

(d) 防水材塗り

- (1) 防水材は、製造所の仕様により、可使時間に見合った量及び方法で練り混ぜる。
- (2) 防水材塗りは、材料に見合った方法で均一に塗り付ける。
なお、種別 X - 2 及び Y - 2 の場合は、補強布を張りながら塗り付ける。
- (3) 塗継ぎの重ね幅は 100mm 以上とし、補強布の重ね幅は 50mm 以上とする。
- (4) 種別 X - 1，X - 2 の立上り部においては、平場部との取合いから 100mm 程度の高さまで、防水材の塗増しを行う。

(e) (a) から (d) 以外は、主材料製造所の仕様による。